

Weekly Report



創立/1986年2月19日 (会長) 島田謙司 (幹事) 村山圭治
 例会場/〒171-8505 東京都豊島区西池袋1-6-1 ホテルメトロポリタン TEL 03-3980-1111
 事務所/〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-33-26-109 TEL 03-3985-7577 FAX 03-3590-6644
 HP http://www.toshimah-rc.jp E-mail info@toshimah-rc.jp

第 1202 回例会 2011 年 7 月 13 日

●本日のプログラム

イニシエーションスピーチ

前田正学会員

紹介者 稲川 一会員

●先週の例会報告 2011 年 7 月 6 日

会長報告

①今月より1年間宜しくご協力お願い申し上げます。

- 基本方針 ・会員増強5名
 ・クラブライフを楽しく

予算については、39名で予算を幹事と組みましたが70名の時と比べて厳しい状況です。

このままで行けば途中で運営が難しくなってしまうので、会員増強を是非皆さんにお願い申し上げます。

- ・例会を楽しく
- ・会員増強を
- ・東日本大震災等の社会奉仕活動をテーマに
- ・バギオ委員会と日台ロータリー親善にクラブとして積極参加を

②例会終了後、コーヒータイム・雑談タイムをホテルメトロポリタンのご協力により設定致しましたので、会の情報交換等にご利用下さい。

幹事報告

- ①7月のロータリーレートは1ドル82円です。
- ②ガバナー月信が本年度より地区のホームページにて公開されておりますので、ご覧下さい。
- ③「グリーンとしま」再生プロジェクト実行委員会より「学校の森」「いのちの森」の育樹活動について案内がきております。

育樹活動は7月7日(木)・8日(金)開催

④本日、理事会が開催されましたので決議事項を報告致します。(詳細は理事会議事録を参照)

●次回のプログラム

卓話
 労働契約をめぐる2, 3の話題

弁護士 榊原一久会員

紹介者 滝澤 宏会員

⑤地区青少年交換委員会より第48期(2012年夏出発)派遣予定学生のスポンサークラブ引き受けのお願いがきており、理事会にて受諾致しました。

■ゲスト

米山奨学生 鄧 飛さん

■出席報告

会 員	出席率 参入 会員数	出席数	欠席数	出席率	7月22日分 修正出席率
38名	32名	23名	9名	71.88%	87.79%

ニコニコ BOX

渡邊会員/本日より、島田会長、村山幹事の新年度をお喜び申し上げます。

私も、本年度親睦委員長として微力ながら、ガンバりますので宜しくお願い致します。

新倉会員/島田会長、村山幹事にこれからの一年間栄光あれ。

妻の誕生日祝いありがとう。

竹内会員/島田丸の舟出をお祝い申し上げます。

お人柄のように明るく楽しいクラブになるよう願っております。

澤田会員/結婚記念日と妻の誕生日祝いありがとうございました。

今日から島田年度のスタートですね。

頑張ってください。

島田会員/一年間御支援、御協力よろしくお願致します。

楽しいクラブライフになりますように！！

村山会員/1年間幹事としてがんばらしてもらいますので宜敷くお願いします。





新年度役員・理事 宜しくお願ひ致します。

CLUB NEWS

■北分区第1回会長・幹事会

開催日時／7月21日(木) 18:00～20:30

場 所／ホテルメトロポリタン「曙の間」

出席者／島田会長 村山幹事

■職業奉仕・社会奉仕・環境保全合同セミナー

開催日時／7月22日(金) 13:30～18:00

場 所／ハイアットリージェンシー東京

出席者／榊原委員長 斉藤委員長

■(在京)地区R財団セミナー

開催日時／7月27日(水) 14:30～17:00

場 所／如水会館

出席者／島田会長 村山幹事 今田委員長

第1回定例理事会報告

日 時 2011年7月6日(水) 11時～12時

場 所 例会場

出席者 島田会長 稲川副会長 村山幹事 月井会計
斉藤社会奉仕委員長

- 1、会長より今年度の基本方針及び挨拶
- 2、今年度予算について
会員38名、新会員純増4名での予算。
- 3、東日本大震災義援金については会員1人／1万円を集める事で承認。
- 4、今年度のスケジュールについて
年間行事についての説明。
- 5、披推薦者有我信行氏の件
会員増強・退会防止委員会及び会員選考・職業分類委員会へ調査審議を付託する。
- 6、地区青少年交換委員会より派遣予定学生末村菜さん(女子)のスポンサークラブ受諾を承認。
尚、カウンセラーは村中会員にお願いする。
- 7、大林会員の出席規定適用免除を承認する。

クラブ定款ならびにクラブ細則の改定骨子

このたび、RIからの「新世代奉仕委員会」の設置を義務とする通達に伴い、クラブ定款ならびに細則を改定いたしました。改定部分の骨子は以下の通りであります。

クラブ定款

昨年度の規定審議会により変更されたRIの定める「五大奉仕部門」の規定を、第5条として加えました。

そのため、現行の第5条「会合」を第6条とし、以下の条文を繰り下げました。

クラブ細則

1. 従来の四大奉仕委員会(クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕委員会)に「新世代奉仕委員会」を加え、常任委員会として設置しました。従って、四大奉仕部門が五大奉仕部門となります。〈細則第8条、第9条〉
2. 「新世代奉仕委員会」が担当する委員会を次のおりとし組織を替えました。
新世代奉仕委員会 青少年育成委員会(従来は社会奉仕委員会)
青少年交換委員会(従来は国際奉仕委員会)
なお、青少年育成委員会は、地区が「社会育成委員会」と名称を改めています。東京豊島東ロータリークラブは名称変更しないこととします。〈細則第10条〉
3. 従来、当クラブの四大奉仕委員長は理事がこれに当たるものとされていましたが、今回の改定により2011・2012年度「新世代奉仕委員会」の委員長を理事が行うことは手続き的に困難だったため、今年度は理事があたることとはしませんでした。
ただし、次年度(2011・2012年度)からは理事を1名増員し、選挙される理事の人数を4名とします。〈細則第2条及び第3条〉
4. 改定されるクラブ定款ならびに細則は、2011年7月1日施行とします。

以上

なお、改定された条文をご覧になりたい方は、事務局までご連絡ください。メールあるいは書面にてご確認いただけます。